［略］		

別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
［略］		
育成就労	法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動	［一・二　略］
［略］		

別表第四（第六条の二関係）

本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
［略］	
法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動（育成就労）	一　認定育成就労計画に基づいて行わせようとする育成就労が育成就労法第二条第二号に規定する単独型育成就労である場合 同条第八号に規定する単独型育成就労実施者の職員 二　認定育成就労計画に基づいて行わせようとする育成就労が育成就労法第二条第三号に規定する監理型育成就労である場合 同条第九号に規定する監理支援機関の職員
［略］	

［同上］		
		六　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合 イ　技能実習法第八条第一項の認定を受けた技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に係る技能実習計画認定通知書及び認定の申請書の写し ロ　第一号ロ及びハに掲げる資料

別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）

在留資格	活動	資料
［同上］		
技能実習	法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動	［一・二　同上］
［同上］		

別表第四（第六条の二関係）

本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
［同上］	
法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（技能実習）	一　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イ、第二号イ又は第三号イに掲げる活動を行おうとする場合　企業単独型実習実施者の職員 二　法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる活動を行おうとする場合　監理団体の職員
［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。